

平成22年 1 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成22年 1 月 26 日 開会

平成22年 1 月 26 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成22年1月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（1月26日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第3号の上程、説明	4
議案第1号の質疑、討論、採決	8
議案第2号の質疑、討論、採決	12
議案第3号の質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	17
署名議員	19

平成22年1月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成22年1月26日(火曜日)午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について(町長提案理由説明)
日程第 5 議案第 1号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 2号 和解について
日程第 7 議案第 3号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算(第7号)について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
5番	齊 藤 隆 君	6番	若 梅 喜 作 君
7番	川 島 富 士 子 君	8番	鈴 木 克 征 君
9番	野 村 和 好 君	10番	山 崎 貞 一 君
11番	伊 藤 圀 樹 君	12番	嘉 瀬 清 之 君
13番	川 島 透 君	14番	鈴 木 唯 夫 君
15番	八 角 健 一 君	16番	川 島 勝 美 君
17番	越 川 輝 男 君	18番	越 川 洋 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	環境防災課長	伊藤定幸君
総務課	長	小堀正博君	税務課長	高埜広和君
企画財政課	幹	高蝶政道君	教育長	海保教之君
主				

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書記	伊藤多美恵
---	---	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（野村和好君） これより平成22年1月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎開議の宣告

○議長（野村和好君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

5番議員 齊 藤 隆 議員

15番議員 八 角 健 一 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（野村和好君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

◎議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

○議長（野村和好君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、提案理由の説明を申し述べさせていただきます。

本日ここに、平成22年1月横芝光町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多忙の折にもかかわらず、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

早速ではありますが、今臨時会に提案いたしました議案の提案理由について説明させていただきます。

議案第1号の横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、町県民税、または固定資産税の年税額を第1期の納期内に一括して納付した場合に交付する前納報奨金について、制度が創設された当初の目的が達成されたと思料されること、また、町県民税については給料から天引きされている特別徴収者には適用されないことから不公平が生じていること等の理由により、全国的に廃止傾向にあり、山武郡管内では継続実施していた東金市及び芝山町の廃止決定により、平成22年度から当町を除くすべての市町で廃止されることになることから、当町においても厳しい財政状況にかんがみ、今年度をもって当該制度を廃止するため、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号の和解についてであります。本案は、平成20年1月27日、横芝光町特別職の職員で非常勤のものである消防団員の身分を有する者が参加していた木戸地区芝焼きにより、木戸〇〇〇〇番地〇〇の倉庫に発生した火災に起因する東京高等裁判所平成21年（ネ）第4745号損害賠償請求控訴事件に関し、東京高等裁判所から示された和解案により和解することといたしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第3号の平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、JR総武本線における終電車の横芝駅までの延伸に要する経費のほか、損害賠償事件にかかわる和解に要する経費、防災行政無線維持管理事業に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ792万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,552万2,000円とすべく提案したものでございます。

以上、このたび提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細

につきましては、担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、議案第1号について、補足説明を申し上げます。

議案つづりの1ページをお開きください。

まず、このたびの税条例の改正は、先ほど町長の提案理由で申し上げましたように、平成21年度をもって県町民税及び固定資産税に係る納期前納付による報奨金制度を廃止するため、1ページの下から4行目にありますように、第42条第2項及び第70条第2項を削るというものであります。

それでは、黄色い表紙、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

第42条の個人の町民税の納期前の納付、この第2項と次のページにあります第70条固定資産税の納期前の納付の第2項を削除するものであります。

ここで規定しております内容を簡単にご説明申し上げますと、第1期の納期時に、2期から4期までの納付額を全額納付した場合は、各納期の税額10万円が限度であります。この10万円の100分の0.5に納期前の月数を乗じて得た額を報奨金として交付するという制度であります。

この報奨金制度そのものを廃止するというものであります。廃止の理由につきましては、提案理由にもありましたように、この制度は、昭和25年、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況のもとで、市町村財政の基盤強化のため、税収の早期確保と自主納税意欲の向上を目的に創設されたものであります。当時の状況からすれば、納税者皆様のご協力もありまして、当初の目的が達成されたと思料されること、さらには、同じ町県民税でありまして、給与所得者、いわゆる特別徴収者であります。これらには適用されないことや、いわゆる低所得者層においては、この制度の恩恵を享受しにくいなどのことから、不公平感を指摘されているところでもあります。

また、一段と厳しい社会情勢の中、全国的にも財源確保の観点から廃止の方向で制度改正がなされていることや、同じ山武郡管内におきましても、当町を除く市町では既に廃止され、または平成21年度をもってこの制度を廃止するという状況下にあります。

ちなみに、平成21年度の当町の前納報奨金の交付件数を申し上げますと、固定資産税で延べ5,012件、全体の32.61%、交付金額は504万8,100円で、これを1件当たりにもしますと、平均約1,000円、町県民税では延べ1,673件で、全体の13.88%、交付金額は274万3,600円でありまして、1件当たりの平均額は約1,600円ということになります。

この額が制度を廃止することによって22年度以降の収納率に影響を及ぼすのかという懸念がございますが、制度を先行して実施いたしました各市町村のその後の状況を調査いたしましたところ、前納する納税者の割合は多少変動があるようですが、廃止による影響、つまり、このことが原因と思われる収納率の落ち込みは生じていないというのがこれまでに実施した市町村の結果であります。

これらの動向と当町の将来的な財政見通しを踏まえ、総合的かつ慎重に検討した結果、当町におきましても、平成21年度をもって廃止することが望ましいという結論に達したところであります。

なお、納税者への周知、あるいは各種帳票類の変更が生じますので、今回の臨時議会に、急遽、提案させていただいたところでもありますので、よろしくお願いを申し上げまして、議案第1号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[税務課長 高埜広和君降壇]

○議長（野村和好君） 次に、議案第2号について環境防災課長。

[環境防災課長 伊藤定幸君登壇]

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、議案第2号 和解について補足説明をさせていただきます。

本案は、冒頭、町長がご提案申し上げましたとおり、木戸地区で実施いたしました芝焼きにおいて延焼した木戸○○○○番地○○のプレハブ倉庫に火災が発生したため、プレハブの所有者である○○○○○の○○○○氏が原告となり、横芝光町を被告として損害賠償を請求した裁判について、東京高等裁判所から和解案が示されたので、この和解案により和解することとしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めます。

議案つづり3ページ、議案第2号をごらんいただきたいと思います。

議案第2号 和解について。次のとおり損害賠償請求控訴事件に関し、和解することについて議決を求めます。

まず、1点目の和解の相手方ではありますが、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○氏であります。

次に、2の事件名であります、東京高等裁判所平成21年（ネ）第4745号損害賠償請求控訴事件であります。

続きまして、3の事件の概要について申し上げます。

提案理由にもありましたように、平成20年1月27日、横芝光町消防団員の身分を有するものが参加していた木戸地区芝焼きにより、木戸〇〇〇〇番地〇〇の倉庫に火災が発生したことに関して、所有者が横芝光町に損害賠償請求を行ったところ、平成21年8月19日、千葉地方裁判所から原告の請求を棄却する判決が言い渡されたところであります。しかしながら、原告はこの裁判を不服として、控訴したものであります。

次に、和解の内容であります、まず1点目は、被控訴人、いわゆる横芝光町は、控訴人建物の所有者に対し、本件解決金として金150万円を支払うとする内容であり、2点目は、控訴人は被控訴人に対し、本件に関し、被控訴人及び本件の関係者に対し、金銭的請求その他一切の働きかけを行わないことを誓約するという内容であります。

裏面4ページをごらんください。

5の和解の趣旨であります、本事件については、東京高等裁判所から前4項で申し上げました内容の和解勧告により、和解をしようとするものであります。

以上で、議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議いただき、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第3号について企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君登壇〕

○企画財政課主幹（高蝶政道君） それでは、議案第3号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）のつづりをごらんいただきたいと思っております。

まず、補正予算書1ページをごらんください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ792万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,552万2,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。資料の6ページをごらんください。

10款1項1目地方交付税467万9,000円は、交付税の算定の結果、普通交付税の交付額が予算額を上回っておりますので、所要額を補正財源として計上したものでございます。

20款諸収入、5項2目雑入324万5,000円は、議案第2号の和解に関する議案に関連するものでございまして、先ほど説明がございましたが、平成20年1月27日、横芝光町消防団員が参加していた木戸地区の芝焼きにより倉庫に火災が発生したことにに関して、所有者が町を提訴した案件に係るものでございまして、裁判所から解決金として150万円を原告に支払うという和解案が示され、原告の和解に合意することとなったところですが、この解決金及び弁護士費用については、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険から保険金が補てんされますので、これを計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費90万6,000円は、これも議案第2号の和解に関する議案に関連するものでございまして、既に支払い済みの着手金を除く訴訟に係る弁護士費用を計上したものであります。

8目企画費497万2,000円は、JR成東駅終着の下り最終列車を横芝駅へ延伸するに当たり、駅舎の開場時間が延びることから、一部の時間帯を無人化し、機械的に管理するため、タイマー制御のシャッターの設置や乗車証明書発行機などが必要となることによる町負担金を計上したものであります。

なお、今回の乗り入れについては、ことし3月のダイヤ改正には間に合わず、当面は臨時列車として3月中旬ごろから運行することとなっておりますが、次回のダイヤ改正時には時刻表に登載されることとなっております。

8款1項消防費、1目常備消防費150万円は、これも議案第2号の和解に関する議案に関連するものでございまして、裁判所から示された和解案であり、解決金を計上したものであります。

3目消防施設費54万6,000円は、停電の際に起動する防災行政無線親局の蓄電池の老朽化が著しく、有事の際に支障を来すおそれがあることから、これを交換するための補正計上であります。

以上で平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第5、議案第1号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について、これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、質問させていただきます。

この臨時会招集に当たりまして、最初は2議案ということで伺っておったんですけども、この税条例が入って3議案という今回の臨時議会であります。

説明をいただいたところなんでありますが、この全部の期を一度に納めていただくというのは、5月に納めていただく時期だと思います。そして、町として地方交付税にかなりの部分を頼っているわけですが、地方交付税の国から来る第1期というのは、6月に町としては入金になると思います。

今まで前期に一遍に納めていただくということで、その辺の町としての資金繰りもうまく回っていたのではないかなというふうに考えております。先ほど大した減額の影響はないということでありましたが、万が一、これで5月までに納めていただく税金が少なかった場合に、町としての資金繰りがショートしてしまった場合などには、一時借り入れとかをしなくてはいけないというような状況は発生しないものなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 前納報奨金が少なくなった場合、今までどおり税収が確保できるのかということだと思いますけれども、先ほどの説明にもありましたように、先行して行った市町村に聞きますと、前納報奨金がつかなくなったからといって、今まで前納していた方々がそれをやめたということは、それほど変動がないということでありました。

うちの場合ですと、先ほど申し上げましたように、固定資産で約5,000件、町県民税で1,600件あるわけでありまして。これを金額に直しますと、約7億5,000万円程度の税収がここで確保されているわけでありまして。

全員が前納をやめてしまうということになると、多少の影響はあろうかと思っておりますけれども、今まで実施してきました市町村に聞きますと、余り影響はないということでありまして、先ほども申し上げましたが、前納そのものの制度は残りますので、それほど影響はなかろうかと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） もう一つお願いします。

前期に納めていただいて、その全額がある程度確保されれば、町としての資金繰りは問題ないと思うんですけども、これだけ経済的にも厳しい状況になった中、前期に一遍に納めてくれる方が、仮にですが、少なかった場合に、地方交付税が入るまでの期間、町としての財源のやりくりはできるのか、その点をお願いします。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） 前年度からの繰越金の状況にもよるものと思われかもしれませんが、その間、財源としては財政調整基金の流用とかという方法で対処するようになるかと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） ご説明をいただいたわけですが、固定資産税は市町村の固定的な基幹税でありまして、税収の大体4割くらいを占めている財源じゃないかなというふうに思うんですね。

先ほどの説明で、始まって約60年、この制度が行われてきたわけですが、当初の目的が達成されたと言いますけれども、この辺をもう少し詳しくご説明をいただきたい。

それから、やめるに至るまでの検討の中身ですね。一挙に0.5%なくすというふうになったのが、やはり段階的にという、そういう考えはなかったのか尋ねます。

それから、この前納制度で納税と節税、これを通じて町民サービスを守ってきたというふうに思うんですよ。先ほどの5,000件、あるいは1,600件という件数から見ても、金額から見ても、この前納金制度は定着しているというふうに思います。ですから、なくす必要はないのではなかったのかなというふうに思うんですけども、まずその点を尋ねます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当初の目的が思料されたというお話の中で、やはり今、税務課長のほうから補足説明をした中のございまして、当時まだ自治体も大変苦しい状況があって、交付税制度もまだままならない状況の中で、なるべく税金を早く集めさせていただいて、それを運用していくという地方自治の財政の運営の方向があったように聞いております。

その辺の部分が、今の財政課の主管課のお話があったとおり、現在は財政調整基金もありますし、また繰越金の運用などもできます。そうした中でやはり不公平感のものがあるという中で、これについてはやはり考えるべきであろうと思いますし、また私も税務課長も壇上

で申し上げましたが、郡内では唯一当町のみがこれに結論が出ていないという状況にあったもので、今回ある意味、その中で行政内部でこの案を考えている中で、いろいろありました。全部やめてしまうのか、ソフトランディングにするのか、そういう話の中で実際5,000件、1,600件というのがございましたけれども、実際、固定資産税の5,000件というのは、5,000人対象ではございませんで、1人で固定資産を複数お持ちの方もおられる形の中で5,000件という数字が出ていますのでございまして、全体のそういった部分において、今回、町財政も将来推計をかんがみますと、この辺がやはり周到の時期ではないかというふうに判断をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 当初の目的が達成されたというふうに言われますけれども、現在、貧困と格差の広がりの中で、払いたくても払えない人がふえている。決算を見ても、収入未済額や不納欠損が毎年のようにふえ続けているという状況の中で、町は徴税攻勢を強めているわけですね。

そういう中で確実に完納しているという制度は、外す必要はないんじゃないのかと。それから関係者町民の意向を把握したのかどうか。一方的に財政的要請から行政が判断をして、決めてしまったんじゃないのか。やはり、民主的に主人公である町民関係者の意向をとらえて判断をするというのが大事ではないのかなというふうに思うんです。その点、いかがですか。

それから、行政改革ということの一環だというふうに思います。国もこれを強力に指導しているわけですが、町民サービスの低下になるという、これはいかがなものかと、この2点をお聞きします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、それこそこの前納報奨金制度、1期目で全部払えると、ある意味、経済的に優位な人ができる制度であって、かえって、その辺の不公平感が増す原因にもなるのではないかなというふうに考えております。

経済的に厳しい人については、この制度の利用がなかなかされづらいんじゃないかなというふうに考えておりますし、実際そういう実情もございます。

また、町民サービスにどのような影響が、これもサービスの一環ではございますが、やはり不公平のない納税を行うことがまず大前提であって、そのいただいた税金の中から公平感

のある住民サービスを心がける、これが肝要ではないかなと考えております。

以上でございます。

○18番（越川洋一君） いや、手続の、関係者の意向を踏まえたのかということ。

○町長（佐藤晴彦君） じゃ、それについては、今、申し上げましたとおり、関係者の意向を、税金を集めるのは、ある部分、納税は義務でもございます。そうした部分の中で、集め方の1つの方法論でございますので、町民にアンケートをとったわけでもございません。行政で決めさせていただきました。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 不公平感という意味づけをされているわけですが、本当に長年にわたって納税を安定なものにし、そして納税者には節税をするという、これはもう大きく歓迎されて定着されているというふうに思うんです。ですから、先ほどの説明でこれをなくすということで、果たして町民が理解、納得するんだろうかと、そういうふうに思いますが、その点、もう一度お尋ねいたします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第6、議案第2号 和解について、これより質疑に入ります。順次発言を許します。

齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） この和解につきましては、長く気にかけていた問題でありまして、和解にこぎつけていただけたことは非常にありがたいと思います。

先日の消防の出初め式の際にも、多くの消防団員の方から、町ではボランティアをお願いしたり、協働のまちづくりということで、いろいろ町民をお願いをしている中で、このような事件が起きないことが一番なんでありますが、万が一の場合に町が矢面に立ってくれて、我々町民を守ってくれたおかげで和解できたことは、非常にありがたいという声を多く聞きました。

ただ、和解金が150万円であるものに対しまして、弁護士費用が300万円かかるとか500万円かかるとかという話をしている団員の方もいまして、昨年末、和解に向けて裁判所から和解勧告が出たという説明をいただいておりますので、そこまでの説明はできたんですけども、その金額に関するものについて町民の方々も心配していますので、その点について詳しくご説明をいただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 今回のこの芝火災によります訴訟事件の全体のまずお話をさせていただきます。

費用としては総額で324万5,788円という金額がこの事件にかかわる費用でございます。内訳といたしましては、補正をお願いしてございます和解金、これが150万円、それからあと差額でございますけれども、174万5,788円、これが弁護士費用でございます。さらにこの174万5,788円の内訳を申し上げますと、今回は高等裁判所まで控訴しております。そういったことで、まず千葉地裁一審の着手金が52万5,000円、それから高等裁判のいわゆる着手金が31万5,000円、それから、あとは成功報酬ということになるわけでございますけれども、この成功報酬が89万9,138円、あと、これらにかかわるコピー代ということで6,650円、これらを合わせまして174万5,788円という金額が成功報酬を含めた弁護士費用でございます。

なお、一審と二審の着手金につきましては、既に支払い済みでございますので、今回150万円の和解金と成功報酬の90万5,788円、これについて議案第3号で補正の予算をお願いしているところでございます。

内容としては以上のとおりでございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 説明を伺いましたので、よくわかりました。ありがとうございます。

合わせて300万円ということで理解をしていただくように説明すればよろしいですね。ありがとうございました。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この成功報酬の89万9,138円につきましては、一般的に弁護士費用の場合、弁護士会のほうの規定がございます。その規定にかんがみますと約180万円になるところを、今回、弁護士事務所のほうからの請求に、顧問弁護何とか割引ということで、これが50%で済んだということになって、結果としてそういう金額でございました。

結果的にそういうことでございますので、その結果でよろしいわけでございますけれども、一般的な場合ですとそれぐらいかかるというようにご理解をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第7、議案第3号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）について、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 今回の補正の中で、大きい目玉がJRの駅舎改修に係るものだと思います。これにつきましては、町長もよくご存じのように、合併前の旧横芝時代から10年以上にわたって要望してきたJRの最終便が延伸するということにかかわる経費であります

が、今まで過去に要望してきた際に、JRのほうの回答としましては、成東駅に整備センターがあるため、横芝駅まで人を乗せたまま来てしまったのでは整備ができないであるとか、また車両の掃除ができないというような理由も、成東どまりを横芝まで延伸できない理由として言われてきておりました。

また、それにかかわりまして、乗務員の勤務時間がもう20分くらい延びるとか、そういうこともできない理由として挙げられておりましたけれども、今回その辺のことはどのようにクリアされて横芝駅まで最終便が来るようになったものなのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいま齊藤隆議員の質問にもございましたが、今、議員おっしゃられたような理由でJRのほうが回答して、実際には実現できてこなかったわけでございますけれども、今までの課題としておりました車内清掃の場所や時間帯の工夫、そういったものについて駅舎の設備投資、例えばタイマー制御のシャッターでありますとか、乗車証明書の発行機だとか、そういった設備投資によりまして一定の時間帯を無人化することができるということで、今回延長できるということになったわけでございます。

実際に具体的に申しますと、今現在、朝の時間帯なんですけど、駅員さんが5時に待合室の入り口を、引き戸があるそうですが、それをあけて、そういう作業の体制だというようなことでございます。

最終列車が延伸になりますと、今までですと23時29分に最終の下りが横芝駅に到着しますけれども、最終の成東終着の駅舎が延伸になりますと、24時33分に成東駅に着き、それから10分ないし11分で横芝駅に到着するまでにはそのぐらいの時間がかかります。

そうしますと、約24時44分とか……

〔「もっと大きい声で頼む」と言う人あり〕

○企画財政課主幹（高蝶政道君） 申しわけありません。じゃ、もう一度。

〔町長「議長、私がやります」と発言〕

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大きく3点ございます。

まず、最終列車の掃除をいつも夜やっていたんですけども、横芝駅にとまっている列車を、翌朝、成東駅から電車に乗って掃除をして帰るということでそれは解決しました。

次に、当然、乗務員の労働時間の延長がございまして。そして当然12時と40何分ぐらいまで

労働時間が約1時間延びるということの中で、その延びた部分を翌朝の早朝部分を無人化にすることになりました。そして約1時間の無人化の部分をどう解決するかについてタイマー式のシャッター、それと自動発券機が必要になってきて、それによってこの早朝のいわゆる無人時間もクリアできたということで今回このようなことができるようになりました。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 町長にお伺いいたします。

私の記憶が間違っているかもしれませんが、以前、6時58分の横芝駅発の始発の電車は、成東最終列車が整備されて掃除をされて横芝に来て、それが出るというふうに記憶しているんですけども、そういう形に、今の話ですと、横芝で清掃されて成東に帰られるというふうに今お話しされたような。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 失礼しました。言い方が間違っていたのかもしれませんが。

電車は横芝のままです。その掃除をする人が横芝駅にはいないので、翌朝、成東にいる清掃担当者が別の下り電車に乗ってきて、横芝で清掃をして、その上り電車でもた成東に戻るんだか、その間にある電車に乗るんだかわかりませんが、また成東に朝帰るということによって掃除ができるということでしたので、実際にその電車の移動は今までどおりです。ですから、その最終列車は翌朝の6時58分の始発電車になることには変わりございません。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（野村和好君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

本日の会議を閉じます。

平成22年1月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

議員 齊藤隆

議員 八角健一